

日本幼児保育史の研究

日本保育学会共同研究小委員会

七、愛珠幼稚園の設立

教育の重要性を認識した維新の政府や外国帰りの有識者たちによつて、幼児教育にも目がむけられ、幼稚園が生まれたが、この動きはやがて民間からもおこつてきた。豊かな経済力と進取の気象をほこる大阪の土地に、町立の幼稚園である「愛珠幼稚園」が開設されたことが、これを示している。愛珠幼稚園は「大阪模範幼稚園」の設立された翌年に、大阪市東区北浜に創設されたものである。その設立経過は、「沿革誌」(大阪市愛珠幼稚園所蔵、明治三五年)によれば以下のである。

事歴梗概

明治十二年十月平野町三丁目外二十箇町聯合町會組織成り初メテ議事ヲ開クノ日議員豊田文三郎ノ建議ヲ容レ町費ヲ以テ幼稚園ヲ起スコトヲ決シ戸長中西儀兵衛及ヒ豊田文三郎滝山瑄原嘉助ノ三議員ヲ創立委員ト為ス(中略)

創立委員ハ北浜五丁目北浜小学校ニ併置セル戸長役場ヲ撤シ其一部ニ欧風ニ階建 本家八坪六合 属平家二坪二合ヲ新築シ他ハ修

理ヲ加ヘ以テ幼稚園ニ充ツルコトヲ画策シ町会ハ其費用ト共ニ之ヲ是認セリ

十二月戸長役場道修町三丁目ニ移ルB建築修繕ノ準備ニ着手シ工事請負ヲ杉本太兵衛ニ命ズ

此月片山曾子選勢以ニ町費ヲ以テ学資ヲ給シ大阪府立模範幼稚園ニ就キ保育法ノ伝習ヲ受ケシム後十三年四月ニ至リ業ヲ卒フ(「沿革誌」一―二頁)

また、この創立委員のひとりであつた滝山瑄の編になる「愛珠幼稚園史」が現在愛珠幼稚園に所蔵されているが、これにはさらに詳しくこの間の事情が述べられている。

それによると、当時の区會議員豊田文三郎は、小学校はほとんど全国に普及してその成果をみるにいたつたにもかかわらず、幼児教育への一般の関心がうすいことを遺憾として、幼稚園の効果を広く知らせるべきであると考えていた。そして、十二年十月の区議会で、連合町で幼稚園を開設することを建議している。豊田は進取の気象にとんだ実行力の旺盛な人であつたように思われるが(註一)、

初期の幼稚園は、このような優れた個人のちからによるところが大
きい。

区会議員のひとり滝山瑄は、豊田の町立幼稚園開設の建議に積極
的に賛成し、自分が学童をとり扱った経験をとおして支持した。早
速、議員三名に戸長を加えた創立委員が選出され、設立後も町に関
係する否とにかかわらず幼稚園のために働くことを誓って、十二
年十月、区会の承認をえて準備がはじめられた。

前述の「愛珠幼稚園史」には、以上について次のように記してい
る。

愛珠幼稚園史

滝山瑄編

明治十二年十月（略）

議員豊田文三郎建議シテ曰ク今ヤ小学ノ数ハ殆ンド全国ニ普
及スト雖モ幼児ノ教育上欠クベカラザル幼稚園ハ猶東京女子師
範学校ニ附属スルモノ及ビ大阪府立、鹿児島県立ノ三箇所ニ過
ギズ故ニ当聯合町ハ全国ニ率先シテ町立幼稚園ヲ設立シテ幼
児保育ノ効果ヲ社会一般ニ知ラシメント議員滝山瑄大ニ之ヲ贊
シ学童監護人在務中実験シタル例ヲ縷陳シ併セテ幼稚園設立ニ
関スル予算等ハ議員中ヨリ三名ヲ撰ビ之ニ戸長一名ヲ加ヘ開園
設備ノ委員タラシメンコトヲ図リシ象之ニ和シ直ニ豊田、滝
山、原嘉助、戸長中西儀兵衛ヲ創立委員ニ選挙ス時ニ西原清次
郎委員ニ謂ヒテ曰ク町立幼稚園ノ設置タル未ダ他ニ其例ヲ見ズ
ト雖モ中西、豊田、滝山氏ノ熱意ナル必ズ十分ナル成功アラン
願クハ三氏教育ニ対スル義務トシテ今後当聯合町ニ関係スルト
否トニ拘ラズ終始本園ノ為ニ尽瘁セラレンコトヲト委員皆淪ラ
サレコレヲ誓ヒヌ

以上の二つの記録によっても、設立の動機は町会議員の中からお
こり、当時の、設立にあたった人びとが非常な意気込みと熱意をも
っていたことがわかる。

「愛珠幼稚園」という名前は、藤沢南岳（註二）が、白居易の詩
の一節「掌中一顆児三歳又方看掌弄珠」から命名したものである
（註三）といい、一説には、袁士元の「海棠の詩」によつたものと
もいう（註四）。なお、南岳は、作家藤沢恒夫氏の大おじに当る人
で、徂徠学からでて泊園学を樹てた東咳の子であり父子ともに勤王
家で国体の精神を論じており、町の代表としていろんなことをして
いたようである。

いづれにせよ、一般に初期の幼稚園はフレイベルの影響がつよい
ものであったが、この愛珠幼稚園が儒者と関係があったことは、興
味あるところである。今日、愛珠幼稚園に遺されている当時の記録
や遊具にも、初期の幼稚園の保育におけるわが国古来のものと外来
のものとの微妙なつながりを見ることができ、現存の保育用具の
なかには、明治以前の玩具が寄附されたと思われるものがある。た
とえば貝合せの貝は幼稚園の二階の倉にどっさりあるが、今の積木
のように用いたと思われる。また大きな太鼓で合図している（明治
から大正のはじめには鐘で合図した幼稚園が多い）など、音楽も邦
楽器をつかっている。（このほか楽器には、東京から取りよせたもの
や外国から輸入したものもある。）

なお、明治三十四年に竣工しその後あまり手を加えられないで現
存する園舎に、これらの保育用具は整理して保存されているが、さ
らに昨年の六月に「八十年小史」として「愛珠」が発行され、その
中に写真が豊富に載っている。

〔註一〕

東区高麗橋三丁目越後屋と号する糸間屋で、高麗橋五丁目に果代麻手商を営んでいた旧家の長男であった。多くの家作により豊かな暮らしをしていたが、本家の家業は妹にゆずり、専ら政治方面に活躍して、社会的奉仕をすることに熱心であった。多方面で卓抜な正論を吐き、国会が開設されると直ぐ、最初の衆議院議員に選ばれた。また、市会議員に選ばれた時議長に当選したが、議長では意見の発表が出来ないので、その代理を他に依頼すること多く、遂に議長を辞任したという。

明治二十九年八月七日、に四十四歳で病没しているから、幼稚園開設を意圖した時は二十歳という若年であったが、このことから推察しても、進取な実行力旺盛な人であったと思われる。

〔註二〕

「東区史」第四卷 文化篇四十八頁にはつぎのように述べられている。

——かくて徂徠学より出でて治園学と樹てた東咳の子南岳も亦よく家学を紹述し、父子共にその志や勤王忠誠にして護國安民を主義とし、斯道を昌明し、相次いで浪華文教を維持したのである。東咳の門には田中華城（北久宝寺町に医業を開く）、その子田中金峰（北久宝寺に生る）、高松祐洲（粉川町に生る）、山本竹溪（明治十七年より三十一、三年頃まで谷町一丁目に梅清処塾を開く、梅達の子、稲垣秋莊（明治十五年、高麗橋詰町に住す）、高木遠蔵、関楓陰があり、また南岳の門には木村方齊、安土町三丁目）があった。尤も学舎は明治九年淡路町一丁目に移り、その頃がその最盛期で、明治三十九年に南区へ転居したのである。

〔註三〕

「沿革誌」二頁には、つぎのように述べられている。

——十三年四月、此月机思物其他用具、調製大略成り準備略整（ルヲ）以テ園名ヲ愛珠ト命シ規則保育科目等ヲ具（シ）設立ヲ稟請ス名ハ藤沢南岳翁ノ撰フ所白居易ノ詩「掌珠一顆児三歳又方看孺弄珠ニ因リ愛兒猶愛掌中珠ニ取レルナリ

〔註四〕

「愛珠幼稚園史」明治十三年四月には、つぎのように述べられている。

諸般ノ準備成ルヲマズ愛珠幼稚園ト名ヅケ設立願書ヲ大阪府知事ニ提出ス園名ハ表士元が海棠ノ詩「主人愛花如愛珠春風庭院如園圃」ニ取ル

愛珠幼稚園は、以上のような設立の動機を前提として、明治十三年六月一日に開園式を行ない（沿革誌三頁）、幼児定員数を六十四名として発足した。

八、愛珠幼稚園の姿

愛珠幼稚園はこのように大きな熱意をもって発足したが、当初は入園を希望する者が非常に少なかった。明治十三年、といえば、義務教育であった小学校の就学率も全国平均四一%（註五）であり、幼児教育への関心はさらに薄かったために入園希望者が少なかったことが考えられるが、そのうえ幼稚園そのものが理解されず、キリスト教伝導の手段とみなされ忌避されたのであった。

このために、愛珠幼稚園では、園庭に神殿を造り、これを拝むことを幼児の日課として誤解をとくということまでしなければならなかった。（註六）また幼稚園を理解してもらうために、六月の入園に際して、父兄に「幼稚園志留辨」を配布したり、幼稚園唱歌を印刷して分けるなど、その啓蒙に努力した。（註七）

この「愛珠幼稚園志留辨」は、小型のパンフレット様のもので、幼児の保護者に無料で配ったものである。現在は愛珠幼稚園に明治十三年のものと十四年のものが所蔵されているが、つぎのようなものである。これによって、幼稚園設立の意圖と幼稚園を如何に考えていたかを知ることができる。

愛珠幼稚園志留辨 明治十三年（年）六月

緒言

人其兒ノ健康ニシテ才思アルヲ欲セサルナシ然レトモ徒ニ紙

積ノ愛ニ溺レテ飽食縱肆唯ソノ為ス所ニ任シ以テ才且健ナルヲ望ムハ猶裁エス培ハスシテ果実ノ成熟ヲ俟ツカコトシ故ニ誠ニ之レを愛スルモノハ幼稚ノ時ニ於テ能ク之レヲ保育シ能クコレヲ開誘シテ以テ其身体ヲ強固ニシ其能力ヲ發揮ス又猶木果樹ヲ萌芽ノ日ニ護スルカコトシ世ノ母タルモノ保育ノ忽セニス可カラサルヲ知ルト雖モ家事ヲ理スルノ煩劇ナル事ニ之レニ從事シ能ハサルモノ亦少シトセス兒女六七歳ニシテ始メテ学ニ就クヤ一時ニ其心志強促シテ業ヲ厭フノ念ヲ生シ或ハ怠惰ニシテ終ニ頑愚ニ歸スルモノアルハ職トシテ保育ノ素ナキニ由ラサルハナシ曩キニ日耳曼國人布列別氏非凡ノ識力ト多年ノ經驗トヲ以テ保育事業ヲ發明シ幼稚園ヲ創置シテ衆多ノ幼稚ヲココニ集メ遊戯ニ拙シテ身体ヲ養成シ心知ヲ開誘ス其法タル精ニ其意タル深シ故ニ大ニ泰西諸國ニ行ハル輒近吾邦ニ於テモ漸次幼稚園ノ設ケアリ茲ニイマ本分画内ニ一園ヲ設置シ以テ幼稚保育ノ業ヲ開キ聊教化ノ万一ヲ補ハントス父母タルモノ若シソレ保育ニ忽セニス可カラサルヲ知ラハ嬰兒入園ノ期ヲ愆ルコト忽レ今此園ニ冠スルニ愛珠ノ稱ヲ以テスルモノハ蓋シ意ノ存スルモノアルナリ

本園規則

第一条 本園保育法ハ概テ東京女子師範学校附属幼稚園及ヒ大阪模範幼稚園ニ倣フ

第二条 入園ノ幼稚ハ男女ヲ論セス年齢滿三年以上六年以下トス

但シ時宜ニヨリ二年六ヶ月以上ノモノノ入園ヲ許シ又六年ニ滿チシモノモ猶六ヶ月マテハ在園ヲ許スコト

アルヘシ

第三条

入園ノ幼稚ハ本分画住居或ハ寄留ノモノニ限ル但シ時宜ニヨリ分画外ノモノモ入園ヲ許スコトアルヘシト雖モ募集人員四分ノ一ニ超ユヘカラス

且毎月保育料金五拾錢ヲ納メシム

第四条

入園ノ幼稚ハ概テ六十四名トス

第五条

幼稚ノ募集ハ子メ其期日員數等ヲ分画内ヘ広告シ且本園門外ニ揭示スヘシ

第六条

幼稚ヲ入園セシメント欲スルモノハ別紙画式ノ願書ヲ出スヘシ

第七条

但シ願書用紙ハ本園ヨリ相渡スヘシ
幼稚ノ末タ種痘ヲナサス或ハ天然痘ヲ歷サルモノ又

伝染病悪疾等ヲ患フルモノハ入園ヲ許サス但既ニ入園ノ幼稚ト雖モ伝染病悪疾等ニ罹ルトキハ快癒ニ至

ルマテ來園スルコトヲ許サス

但シ毎月三回醫師ヲ招キ総ヘテ在園ノ幼稚ヲ診察セシム

園中ニ在テハ保姆一切保育ノ責ニ任ス故ニ附添人ヲ要セス

第八条

但シ幼稚末タ保姆ニ慣馴セサル間マタ幼稚自ラ本園ニ往來ナシ能ハサレハ附添人ヲ出シテ送迎セシムヘシ

園中ノ幼稚ハ総ヘテ等級ヲ設ケス權リニ年齢ニヨリテ之レヲ二部ニ分ツ

第九条

但シ滿四年以上ヲ一ノ部トシ三年十一ヶ月以下ヲ二ノ部トス

幼稚保育ノ時間ハ別紙時間表ノ通り毎日四時間トス

ノ部トス

第十条

幼稚保育ノ時間ハ別紙時間表ノ通り毎日四時間トス

但シ 保育時間内ト雖モ幼稚ノ都合ニヨリ其旨保母ニ申出テ帰宅スルモ妨ケナシ

第十一条 幼稚ノ恩物及ヒ遊戯ノ玩具凶画等一切本園ニ備フ故ニ持参スルヲ要セス

第十二条 幼稚本園ノ恩物類ヲ自宅ニ持帰ラント欲スルモノハ之レヲ許スコトアルヘシト雖モ若シ遺失或ハ破損スルトキハ之レヲ辯償セシムベシ

第十三条 幼稚在園ノ時間ハ六月一日ヨリ九月三十日マテハ午前八時ヨリ正午十二時ニ至リ十月一日ヨリ五月三十一日マテハ午前九時ヨリ午後二時ニ至ル

第十四条 本園休日ハ別紙ノ通りタルヘシ

第十五条 本園ノ保母及ヒ園婢園丁等へ金錢ハ固ヨリ些少ノ物品ヲ贈与スルコトヲ禁ス

第十六条 附添人中若シ粗暴ノ遊戯或ハ猥雑ナル談話等ヲナスモノアラハ之ヲ訓戒ス

愛珠幼稚園を設立した目的は、つぎに述べる「愛珠幼稚園志留辨」の緒言でみられるように、現在の幼稚園と保育所の両方の目的をもっている。

すなわち一方には、世間の親たちが徒らに猥雑の愛に溺れて飽食縦肆ただそのなすところに任すことのあやまりを指摘し、一方には、世の母が保育を忽せにしてならないことを知ってはいても家事が煩劇のために保育に従事することのできない者が少なくない事実を認識して、家庭教育の不足を補おうとしたものであった。

一般の理解を得るまでにはさまざまな困難があったが、ようやくにして、六十四名を集め開園した。ところが小学校の教育も普及し

ていなかった当時、この幼稚園は非常にめずらしいものとして人びとの眼に映ったようである。

そのための多くの参観者がつめかけたらしく、なかには飲食物をたずさえ酒気をおびたまま、興味ある「見せ物」のような気持でそこをおとずれる者もあったのであろうか、現在愛珠幼稚園にのこる、縦三〇センチ、横一メートルばかりの黒ずんだ厚手の板には、つぎのように、そうした人びとの来訪を制限するための規律が記されている。

来観約束

第一条 園中ノ来観ヲ乞フモノハ 何人ヲ論セス先ヅ名刺ヲ園丁又ハ園婢ニ出シ保母ノ案内ヲ俟ツテ園中ニ入ルヘシ

但シ 本園幼稚ノ父兄ハ名刺ヲ出スニ及バズ

第二条 来観ハ必保育時間ニ限ル

第三条 来観人ハ猥ニ飲食物ヲ携フルコトヲ許サズ

第四条 保育方法ニ不審ノ事アルカ又ハ保育上ニ裨益アル件ヲ質問陳述セント欲スルモノハ接客所ニ就テ監事ニ申述スベシ

さらに、同じような他の二枚の板には、おのおの「傍聴人約束」「保母須知」として左のように書かれている。

傍聴人約束

第一条 傍聴ハ貴賤男女ヲ論セスト

雖左ニ記セルモノハ之ヲ許サズ

第一項 十五年以下ノモノ

第二項 酩酊ノモノ

第三項 風癩白痴ノモノ

第二項 傍聴人ハ先ツ受付所ニ設ケタル傍聴人名録ヘ住所姓名

ヲ詳記シタル後傍聴牌ヲ乞ヒ之ヲ携帶スベシ

第三條 傍聴人ハ静肅ヲ主トシ仮ニモ私語喫煙其他不敬ノ挙動

アルベカラズ

第四條 傍聴ハ議場ノ都合ニヨリ五十名ヲ限リトス

第五條 傍聴人五十名ニ滿ルトキハ本日傍聴滿員ノ六字ヲ標示
ス可シ

保姆須知

第一條 保姆ハ品行ヲ善良ニシ温和ヲ主トシ親切懇篤ニ幼稚ヲ

保育シ嚴格ニ過グベカラズ

第二條 幼稚ハ物ニ倦ミ易ケレバ勉メテ觀樂遊戲セシメ強イテ

其ノ好マザルコトヲ為サシムベカラズ

第三條 保姆ハ少頃モ幼稚ノ傍ヲ離レズ万事ニ注意シ仮リニモ

危険ノ遊戲ヲ為サシムベカラズ

第四條 保姆ハ必ズ保育時間ニ先ツテ來園シ 勤惰表ニ捺印ス

ベシ但シ事故アリテ來園セザルトキハ其由書面ヲ以テ
保育時間前ニ監事ヘ申出ツベシ

これらの「約束」は、當時園の入口に掲示されていたと思われる。

來觀者と傍聴人の違いははっきりしないが、「監事」は今日でいう園長のようなものと思われる。しかし当時は名誉職のようなものであったのか、愛珠幼稚園にある明治十七年の記録では、「無給」となっている。そして初代の監事は、豊田文三郎、滝山瑄、原嘉助、安田源三朗の四人がつとめていたもののように、愛珠幼稚園にある写真がそれを示しているが、後に二人ずつ交代するようになったものらしい。(註八)

つぎに、愛珠幼稚園の実際の運営にあたっていた職員はどのようなものであったかをみてみよう。

当時の職員については、「愛珠幼稚園史」によると、

「明治十二年十二月 山牛曾子、選勢以テ給費生トシテ保育法伝習ノ為ニ大阪府立模範幼稚園ニ通学セシム」

とあり、「沿革誌」には

「明治十三年五月、此月山牛曾子選勢以及ヒ府立幼稚園伝習生福尾菊子本園保姆ヲ命ゼラル」

となつてゐる。

この大阪府立模範幼稚園は、先月号で述べたように東京女子師範学校附属幼稚園で直接に学んで来た二人の小学校訓導を中心として保育がされていたもので、愛珠幼稚園では、「愛珠幼稚園規則」にあるようにここに学んだわけである。しかし、それでは充分な保育ができないと考え、明治十四年より、直接に東京女子師範学校附属幼稚園から保姆をむかえ、その指導をうけることになった。(註九) 東京女子師範学校附属幼稚園からの最初の首座保姆、長竹園子が十八年に職を辞したが、それ以後も、ずっと東京女子師範学校の卒業

生を首座保母にむかえ、保育上の指導をうけていたものと思われる。(註十)同時に保母を希望する婦人を募つて保育法を学ばせ、保母の補欠にあたらせ伝習生としていた(註十一)が、この伝習生も、十八年から学科試験が設けられ、それに合格したものに伝習証書を得るようになり、保母の育成がはかられた。(註十二)「沿革誌」によつても分るようになり、幼稚園が充実し、社会の認識がたかまってくるにしたがつて、保母の高い教養が要請され、その育成に力がかけられたことが理解される。(註十三)

なお、当時の記録によると、幼稚園の職員構成および給料は、つぎのようであつた。

明治十七年十一月調査 (当時 公立)

職員

監事	二名	ハ無給
医師	一名	ハ無給
保母	三名	又一名 十八円
		又一名 八円
		又一名 六円
助手	二名	内一名 五円
		又一名 三円
伝習生	二名	無給
園婢	一名	五円
給仕	一名	二円

つぎに、園児のすがたは、どのようであつたらうか。

愛珠幼稚園書庫には当時のいろいろな資料が整理して所蔵されて

いるが、その一つ「幼稚名姓録」(明治十三年。筆書き)によつて調べると、明治十五年一月の在籍幼児数は、

三歳台	十八名
四歳台	二十一名
五歳台	二十三名
六歳台	八名

となつてゐる。なお十五年の最年少幼児は三歳一か月であり、最長幼児は六歳十一か月である。

また、入園と退園に関しては、明治十三年の「愛珠幼稚園規則」の第五条に、

「——幼稚ノ募集ハ予メ其期日員数等ヲ分画内へ広告シ且本園門外ニ掲示スヘシ」

とあるだけで、その期日は一定していなかつたようである。

明治二十六年の「規則」第十四条には

「——入園ハ予メ期ヲ定メス欠員アル毎ニ之ヲ許スヘシ」

とあり、退園に関しては、第十七条に

「——幼児ヲ退園セシメントスルトキ又ハ病氣等事故等ニテ一週間以上欠席スルトキハ其旨届出ツヘシ」

とある。すなわち、定員を基準として欠員数を発表することによつて入園させ、退園は自由に許していたものかと思われる。

一例として、明治二十五年度の入園願いの人数を調べると、左のようになつて、まちまちであり、創設以来十余年たつても、まだ入園期はきまっていなかつた。

入園願い (自明治二十五年年度 四月
至 二十六年三月 筆書)

四月	(四日)	九名
五月	(五日)	八名
六月	(四日)	四名
七月	(二日)	三名
八月	(二日)	一名
九月	(一日)	七名
十月	(一日)	七名
十一月	(五日)	六名
十二月	(一日)	十二名
二十六年		
一月	(十三名)	五名
二月	(二名)	四名
三月	(二名)	四名

さらに、前述の「幼稚姓名録」によつて、入園と退園の關係を數で示してみると、つぎのようになる。

幼稚姓名録		
明治十三年		
	入園數	退園數
六月	〇名	一名
七月	四	三
八月	〇	二
九月	十三	十一(内除名一)
十月	〇	二
十一月	一〇	八(内除名一)
十二月	〇	四

明治十四年		
一月	入園數	退園數
二月	四名	〇
三月	二	〇
四月	十八	十四(内除名九)
五月	七	四
六月	六	四
七月	四	五
八月	二	二
九月	〇	〇
十月	八	十五(内除名二)
十一月	一	三
十二月	〇	三
十二月	三	〇

明治十五年

一月	入園數	退園數
二月	十二名	八名
三月	八	〇
四月	七	八
五月	九	三
六月	九	三
六月	六	七

——以上幼稚姓名録よりの統計

右の表によつても分るように、入、退園者は定員數に沿つて隨時許したようであるが、やや、春と秋とが多くなつてゐる。そして年

評点等ハ審ノ如シ

〔註一三〕

保母の資格については、後にもしばしば問題になっており、三市連合保育会では数度にわたつて、その資格を小学校正教員と同じくするよう建議している。三十年代の記録になるが、これによると、当時の保母試験の内容は左のようなものであった。

○大阪府保母検定試験試験問題

○修身科問題

- (1) 幼稚園保母トシテノ本務ヲノベヨ
- (2) 勸語ニ公益ヲ広メ世務ヲ開キトアリ婦人ノ身トシテ之ヲ行フノ方法如何

○保育科問題

- (1) 幼児ノ共同ノ念ヲ養フハ主トシテ如何ナル時ニ於テスルカ
- (2) 唱歌ヲ選ブニツキテ注意スベキ要點ヲ挙ゲ次ニ唱歌ノ教ヘ方ニツキ一例ヲ挙ゲテ説明セヨ

○国語科問題

- (1) 勤儉貯蓄の徳は泰西諸国民の最も尊重する所にして其効果古今変わるべからず而してこれ実は一國の資本を増加し富力を進め幸福繁栄を来たす要訣なり
(右ノ文ニ仮名ヲ附シ且一ツ施シタル所ヲ解釈スベシ)
- (2) (1)の動もすれば

(1)の動もすれば

(2)の動もすれば

(3)の動もすれば

(4)の動もすれば

○算術科問題

- (1) $960 \div 8 + 875 \div 5 \times 764$ ヲ運算セヨ
- (3) 撰氏寒暖計ノ三十七度ハ華氏ノ何程ナリシカ

○図画科問題

一 臨画 (短冊に紅葉)

○音楽科

- 一 唱歌 (1)音階 (2)ねやの板戸
- 二 楽器使用 (1)イ調長音階及変ロ調長音階 (4)やよ花桜

○遊戯科問題

一 兎と亀。鳩の宿。進行。

(京阪神連合保育会雑誌第拾壹号明治三十六年)

以上はその一例である。他に、地理、歴史科、理科、等があり、かなり高度の教養を求めている。十八年にはじめて試験が行なわれた際のはかなり異つていようが、保母の質をたかめるための努力がなされていたことは次の文にも示されている。

「京阪神連合保育会雑誌第拾壹号」

——幼稚園事業ハ重大ナルモノナレバ保母ハ本科正教員ノ資格アルモノト限リ其ノ設備ヲキテハ止ムヲ得ザル狀況ヨリシテ尋常科正教員ヲシテ代用スルモ可ナラント思フ尙附言ス現今保母ヲ勤ムル者ハ其ノ職務モヨク明カナラズシテ猥リニ保育ヲナス故ニ世人ハ之ヲ見テ余リヨク待遇セザルナリ以後ハ保母ニハ本科正教員ヲ用ケタシ

(村山・豊田)

